平成２２年（フ）第８４１号
川崎市多摩区菅城下18番24号　ゴールデンハイツ304
債務者　遠田　敏明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４５号
川崎市宮前区初山２丁目16番１―203号、前住所川崎市宮前区初山１丁目12番16号
債務者　立川　里恵（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５０号
川崎市多摩区長沢４丁目12番２―307号　西長沢
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６７号
川崎市幸区古市場１丁目50番地　ドリームハウス203
債務者　佐藤　佳彦
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
愛知県安城市篠目町２丁目４番地７　レオパレスささめヒルズ101、旧住所愛知県刈谷市新田町６丁目２番地１　県営新田住宅３―402号
債務者　本田　裕司
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１１号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地120　メープルタワー竜美ケ丘1304
債務者　中弥さゆり
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
岡山県美作市土居326番地
債務者　神原　哲哉
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後２時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１９０９７号
東京都江戸川区中葛西４丁目８―15―912
債務者　高田　哲己
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２７５号
神奈川県海老名市杉久保南３―13―６　ツインズトップ201号、住民票上の住所横浜市港北区新吉田町3152番地　ＭＧ　ＳＴＵＤＩＯ7126―204
債務者　小杉山麻衣子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２９０号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸２丁目12番７号　ヴィラ・イーストコーストＣ号室
債務者　田中　秀尚
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４０号
神奈川県茅ヶ崎市本村３丁目３番94―301号　ジュネパレス第１
債務者　小泉　由美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４７号
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅５棟201号
債務者　毛利　幸次
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５７号
神奈川県綾瀬市小園1232番地７　エステックハイツ海老名Ｂ―108
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７４号
神奈川県大和市上草柳２丁目14番２号　第一富士荘108号
債務者　佐々木義雄
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部